

第10回東京都板橋区景観審議会

平成29年11月1日（水）

本庁舎南館4階災害対策室A/B

I 出席委員

天 野 光 一	神 谷 博	中 島 直 人
廣 瀬 光 夫	石 井 勉	中 村 とらあき
し ば 佳代子	松 崎 いたる	緒 方 慎 一
小 原 貢 久	中 尾 美佐男	浦 谷 洋一郎
黒 瀬 聖 子	杉 山 朗 子	

II 出席者

区 長	都市整備部長	都市計画課長
-----	--------	--------

III 議 事

○第10回東京都板橋区景観審議会

開会宣言

<議 事>

- 1 板橋区景観計画の景観形成基準における色彩基準について
(アクセント色の導入) [資料1-1~資料1-2] [参考資料1]

<その他>

- 1 その他(報告事項等)

閉会宣言

IV 配付資料

- 1 議事日程
- 2 東京都板橋区景観審議会委員名簿
- 3 [資料1-1] 第9回板橋区景観審議会及び第13回部会委員のご意見及び区の考え方
- 4 [資料1-2] 板橋区景観計画の景観形成基準における色彩基準について
(アクセント色の導入)
- 5 [参考資料1] 第9回板橋区景観審議会議事録及び第13回部会議事要旨
- 6 [参考資料2] 板橋宿不動通り地区の景観形成重点地区指定に向けた景観まち歩き
- 7 [参考資料3] 平成29年度景観写真応募作品一覧

○議長 それでは、早速、第10回東京都板橋区景観審議会を開会させていただきたいと思
います。

早速、議事に入りたいと思います。

前回から議論していただいておりますが、今回は議事は1つ。板橋区景観計画の景観形成基
準における色彩基準について（アクセント色の導入）についてということでございます。

それでは、資料1-2について、事務局の方からご説明いただきたいと思
います。よろし
くお願いします。

○都市計画課長 それでは、板橋区景観計画の景観形成基準における色彩基準について（アク
セント色の導入）でございます。こちらにつきましてご説明させていただきます。

まず、このアクセント色は、今の景観計画の色彩基準では使うことのできない鮮やかな色、
彩度の高い色彩の導入を検討するものでございまして、平成25年度から検討を始め、昨年
12月21日の第9回審議会を初め、部会でも継続してご議論をいただいていたところござ
います。

今回、前回の第9回審議会と今年の7月19日に開催されました第13回部会におきまして、
委員の皆様にご意見をいただいた内容をもとに、資料を作成してございます。

なお、前回の第9回審議会でご提示した案は、資料1-2の3ページ目でございます。

考え方といたしまして、アクセント色に関する東京都の一般地域の基準を準用しつつ、区
独自の追加条件を加えたもので、追加条件を青色であらわしております。

左上の一般地域をご覧くださいますと、特に高層部での使用、色数、彩度の上限に関しま
す記述が特徴的でございます。この内アクセント色に彩度の上限まで規定をしている例はご
ざいませぬ。

その他の景観形成重点地区につきましては、地区の特性に応じて異なる記載内容をしてお
りまして、赤字のところは地域性に関する記載に当たります。

第9回の審議会で、いただいた意見及びそれに対します区の考え方といたしまして、資料
1-1をご覧くださいたいと思
います。1ページと2ページのところで整理させていただ
いております。

主な意見として3点ございますので、ご紹介させていただきます。

1点目でございますが、こちらは1ページの上段にあります外壁にアクセント色と屋外広
告物が同時に使われる場合の対応に関する意見でございます。これにつきましては、色彩基
準の中に定性基準として明記した上で、屋外広告物景観ガイドラインを活用しながら、建築

物や周辺に調和する屋外広告物を誘導していきます。

続きまして、2点目でございます。1ページ目の中段になります。アクセント色の定義や使い方に関するご意見でございます。これにつきましては、アクセント色の考え方や使用のイメージを明記してございます。

続きまして、1ページ目の下段になりますが、3点目といたしまして、高い建物にアクセント色を使う場合、都基準と同じ外壁面それぞれの面の20分の1以下でございまして、建物の低層部あたりにまとめてアクセント色を使われてしまうのではないかというご意見でございます。これにつきましては、例えば一般地域でございましたら、高さ12メートル以下の部分の面積の20分の1までとするなど、面積の上限の規定を都基準より厳しい設定をしております。

これらの意見を踏まえまして、第13回部会に提案した案がございまして、こちらが資料1-2の2ページ目でございます。

先ほど説明いたしました3ページ目の案と大きく変わりはございませんが、こちらの2ページ目の案につきましては、面積の上限が12メートル以下の部分の20分の1となっているところが最も大きな変更でございます。

第13回部会におきまして、ご意見、区の考え方を示したものが、資料1-1の3ページ目と4ページ目に整理させていただいてございます。

まず、3ページ目の2段落目をご覧いただきたいと思っております。こちらの主な意見の中の1点目でございます。現在検討しているアクセント色の基準に既存の建物がどの程度適合しているか、事例を調査してほしいという内容でございました。これにつきましては、本日机上に置かせていただいております景観ガイドラインの一式の中にとじ込んでございまして、「アクセント色の使用イメージ」という資料をつけさせていただいております。構成といたしましては、1ページ目が色彩基準の適用部位・面積の考え方、2ページ目から5ページ目に使用のシミュレーション、6ページ目から事例を調査しています。これにつきましては、後ほどもう一度ご説明を申し上げます。

続きまして、2つ目といたしまして、3ページ目の3段落目でございます。アクセント色の導入につきましては、ただし書きを適用し、区が認める場合、つまり景観アドバイザー協議で認める場合、例外を認めるケースを明確にしてほしいという意見でございました。こちらにつきましては、色彩基準の使用場所と彩度の上限に限り、ただし書きを適用することを明記していきたいと考えております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4ページ目の中段をご覧くださいと思います。アクセント色の定義や考え方について、分かりやすく再整理してほしいという意見でございます。これにつきましては、景観計画の景観形成基準の形式に合わせた構成とすることで、わかりやすく整理してまいりたいと思っております。

これらの意見を踏まえまして、今回新たにご提案しますものが、また戻っていただきますが、資料1-2の1ページ目でございます。こちらは先ほどご説明しました2ページ目の部会の際のものとは大きく変わりはございませんが、全体の構成を景観計画の景観形成基準の形式に合わせた形でまとめ直してございまして、アクセント色導入後はおおむねこの内容をもとに運用していきたいと考えております。

それでは改めまして、今回ご説明させていただきます資料1-2、今ご覧いただいております1ページ目について、ご説明差し上げます。

初めに、アクセント色に関します都基準との比較ですが、都のアクセント色につきましては総量規制のみを行い、一部の大規模建築物等を除きましてマンセル値の色彩基準を設定しておらず、外壁の基本色や強調色と同列に考えております。一方で、板橋区ではアクセント色の使用に当たって、都基準を前提として、さらに少し厳しい基準を設定しております。

まず、資料1-2の1ページ目の左側でございますが、一般地域における景観形成基準(案)でございます。

外壁基本色と強調色は、現行計画のとおり変わりはございません。

こちらに、アクセント色の区分を新たに追加し、「アクセント色を使用する場合にあっては、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出するために地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとし、下表の基準に適合するものとする。」と規定しております。

また、今の表の※1のところでございますが、「アクセント色の使用にあたっては、建物や周囲との調和を損なうことのないように、街のスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とする」という注釈を加えまして、アクセント色の効果的な使い方を記載しております。

アクセント色を使用する場合に適用する色彩基準でございますが、こちらの表のとおり、中にオレンジ色で書かれている部分でございますが、5つの区分で構成しております。

こちらの区分の1つ目でございますが、面積の上限につきましては、先ほどご説明しました外壁各面の12メートル以下の部分の20分の1以下で使用可能とします。なお、強調色との

合計は外壁各面で5分の1以下とするというふうに規定しております。12メートル以下という記載が、東京都を初め他の自治体と比較しましても、少し厳しい基準になっていると言えると思います。

なお、この12メートルは都基準の建物低層部の考え方をベースに、崖線稜線部の樹林地などの高さを目安に設定しているものでございます。この基準につきましては、高さ12メートルを超える高層部につきましては、周辺から見えやすくなるために、眺望景観を保全する目的で目立ちにくい色彩が求められているものでございます。

2つ目の節度ある使用でございますが、外壁基本色、周辺の街並みとの調和を図り、過剰にならないよう配慮する。また、屋外広告物との色彩の調和に配慮するという規定でございます。

3つ目の使用場所でございます。建物中低層部であります12メートル以下の部分に用いるものでございます。こちらは、建物の中低層部という都基準から一段踏み込み、数値基準として12メートル以下に言及しております。

こちらにつきましては、この表の中の※2をご覧くださいと思います。ただし書きの適用対象として区が認める場合ということでございまして、つまりデザイン性の高いものであれば、景観アドバイザー協議で認めるものに限り、上限を超える彩度を使用できる余地を残せるような記載としております。

4つ目の色数でございます。色の数につきましては、まとまりのある色彩計画を行い、必要以上に色数を増やさないと規定しております。

5つ目の彩度の上限でございます。上段の赤や黄色などの暖色系では彩度8以下、中段の黄緑や緑などの中間色系では彩度6以下、下段が青や紫などの寒色系で、彩度が4以下と規定しております。また、彩度の上限につきましても、先ほどの※2の部分のただし書きの適用対象としてまいりたいと思っております。

この彩度の上限を図示したものが次のページの右側になります。今の資料1-2の2枚目をご覧くださいと思います。まず、青枠が外壁の基本色でございまして、オレンジ色が強調色、赤枠がアクセント色の使用可能範囲を示しております。なお、彩度の上限値につきましては、色合い、色相ごとに最高彩度の3分の2程度を目安に設定しております。

それでは、もう一度前のページにお戻りいただきたいと思います。

色彩基準の表の下欄でございますが、地域性に関する記載を加えておりまして、一般地域では、「地域性を考慮し、商業地（幹線道路沿道を含む）・商店街では、賑わいを演出す

るため上表の基準を踏まえた色彩計画を行い、商業地・商店街以外では、周囲から突出した色彩を控えると共に、周辺の緑や敷地内植栽が美しく映える色彩計画を行う。」というふう
に規定をしております。

次に、駐車場などの付属物という区分でございますが、現行計画では、周辺景観に配慮した屋外広告物という記載になっておりますが、建築物や周辺景観に調和した屋外広告物とすることで、外壁のアクセント色と屋外広告物が同時に使われた場合でも、景観への配慮が求められるような記載としております。

ここまでが一般地域における景観形成基準の案でございます。

続きまして、こちらの1枚目の表で、右側のページに移っていただきたいと思
います。(2)が景観形成重点地区における景観形成基準(案)でございます。ここでは、便宜上、一般地域と異なる箇所のみ記載しております。

景観形成重点地区の4地区とも、地域性に関する記載に少しずつ違いがございます。

また、常盤台一丁目・二丁目地区につきましては、色彩景観の観点からいいますと、駅を降りると、駅前でありながら圧倒的に暖色系の色彩の建物が多く、低彩度色が基調となっておりまして、駅前の商店街として非常に落ちついた品格のある色彩を使っていることが基本となっております。

一方で、後背地は、皆様ご存じのように、昭和初期から欧米の住宅地計画を取り入れた閑静な低層住宅が立ち並びます街でございまして、分譲から時を経まして住宅様式が多様化しても、落ちついた色彩や豊かな緑が調和している板橋区を代表する景観の一つとなっております。

これはつまり、駅前の商店街から住宅地にかけて共通してぬくもりを感じさせる暖色系の低彩度の色調が基本となっておりまして、連続性のある色彩景観が形成されていることから、板橋区の景観色彩ガイドラインにおきましても、緑があふれ品格が漂う落ちついた色彩景観を形成することを目指しているところでございます。

この連続性のある色彩景観を考慮し、アクセント色の導入に当たりましては、面積の上限と使用場所につきましては、他の地区より少し厳しい低層住宅、3階建ての建物の高さを目安として、建物の低層部である10メートル以下と規定しております。

以上で、今回の案の説明を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

前回ご提示していただいたものを、一般地域とそれぞれの景観形成重点地区ごとに書き分

けて、もともとの景観計画の基準と同様の書きぶりにして、分かりやすくしていただいたということが基本かと思います。

それでは、この件に関して、何かご質問、ご意見等をいただければと思います。

○都市計画課長 先ほど、後で使用のイメージを説明すると言っておりましたので、今、使用のイメージもあわせて説明させていただけたらと思います。

○議長 お願いします。

○都市計画課長 机上にガイドラインと一緒に一式でつづられた資料をご覧いただきたいと思います。表紙をおめくりいただきまして、「アクセント色の使用イメージ」という資料がございます。

こちらの6ページ目に、3、事例調査結果ということで表記させていただいております。こちらにつきましては、事前の調査といたしまして、グーグルのストリートビューを利用いたしまして、区内全域のサンプル調査を実施いたしました。その結果、区内の主要幹線道路5路線を対象として、現地調査という形で実施しております。

なお、こちらの調査では、面積要件等の詳細の分析は行っておりません。あくまでも色使いを見るために行ったものでございます。調査結果に記載させていただいたマンセル値は、写真データをスマートフォンのアプリケーションを使いまして簡易測定したものでございますので、あくまで目安としてご覧いただきたいと思います。

まず、7ページ目をご覧いただきたいと思います。次のページでございます。今回、28の事例を調査いたしまして、各事例の凡例の見方をご説明いたします。

まず7ページの上段でございますが、青色の部分が外壁基本色の色彩基準の範囲内であることをあらわしております。

次に、黄色の部分が強調色の色彩基準の範囲内であることをあらわしておりまして、使用できますが、面積は外壁の各面におきまして5分の1以下しか使用できないというものでございます。先ほどもご説明しましたとおり、面積要件の詳細につきましては考慮しておりませんので、黄色になっていても使用できない場合もございます。

次に、赤色でございますが、これは現在検討しておりますアクセント色の色彩基準の範囲内であることをあらわしております。導入すれば使用できるようになりますが、面積や高さなど、制約が出てきますので、赤色となっても、場合によっては使用できないものもございます。

次に、白色でございます。こちらは、現在検討しておりますアクセント色の色彩基準の範囲

外であることをあらわしておりまして、導入しても色彩としては使用できないものというふうになります。

それでは、事例についてご説明差し上げます。

まず、次のページを開いていただきまして、8ページ目、上の段でございます。

今回こういう形でお配りさせていただいて、机上に配らせていただいたのは、一旦引き上げさせていただくことを前提としていますので、これはお持ち帰りいただかない資料として使わせていただきます。商店の名前等が出ていますので、これがひとり歩きしてしまうとよろしくございませんので、今回、この席上で考え方を整理するに当たりまして加えさせていただいているものでございます。

まず、上段でございますが、濃い緑の部分がアクセント色となっております。彩度は4.7ということでございまして、寒色系の彩度の上限の4を超えているものでございます。使用できないこととなります。4階建てなので、使用部分の高さでございますが、ぎりぎり大丈夫と思われませんが、面積の20分の1の検証はしておりませんので、ちょっとわかりません。

続きまして、9ページ目でございます。

こちらの上段でございますが、濃い青の部分がアクセント色というふうになっております。彩度は3.9ということでございまして、ぎりぎり寒色系の彩度の4以下でございますので、使用できるので、赤字で表現させていただいております。面積的にも基準内に入っているのではないかというふうに思われます。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。

こちらの上段でございます。色彩自体は白い部分が外壁の基本となっております、黒い部分が強調色、赤い部分がアクセント色となっております。いずれも基準値内となっております。なお、赤い部分のアクセント色は彩度7ということでございまして、暖色系の彩度上限の8以下となっておりますので、使用できるものということで赤字で表現しております。しかし、強調色とアクセント色はどちらも面積の上限を超えているものと思われるため、結果的に使用できないことになってくると思われます。

続きまして、11ページの下段でございます。青い部分がアクセント色となっております。彩度につきましては4.8ということで、寒色系の彩度の上限4を超えていますので、使用できないこととなります。7階建てですので、使用できる高さ、また面積につきましても基準を超えているというふうに思われます。

続きまして、少し飛びまして、15ページになります。下の段でございます。こちらは、

白い部分が建物の基本色で、オレンジ色がアクセント色となっております。いずれも基準値内となっております。なお、オレンジの部分でございますが、こちらはアクセント色の暖色系の彩度の上限の8以下でございますので、使用できるので、この例示としては赤で表示しております。ですが、7階建てですので、使用できる高さについては基準値を超えているというふうに思われます。

1つ目の議題につきましては、先ほどの説明と合わせまして、これで説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

今、実際に調査していただいて、物によっては微妙に、このご説明いただいた資料の※2「ただし、区が認める場合」の中で、高さ上限が守れていないのと、彩度についても、デザインによっては、景観アドバイザーと協議の上、認められれば、彩度は超えていてもアクセント色として認めることもあり得るんですね。

ということで、アクセント色につきましても、景観計画の行為の制限の色彩の基準と同様の記載でまとめていただいたということでございます。

この件につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○杉山専門委員 再確認ということをお願いしたいんですけれども、重点地区の場合、板橋崖線軸地区、石神井川軸地区、加賀一・二丁目地区、常盤台一丁目・二丁目地区、これはどのぐらいの大きさから景観協議に入るのか。アクセント色はこう使うよというお話が全ての案件で検討できるのでしょうか。

○都市計画課長 板橋区の場合、重点地区につきましては、全建物が対象になります。

○杉山専門委員 わかりました。

ということは、実は私、専門委員として板橋崖線とか石神井のほうも10メートル以下を推奨しておりましたけれども、12メートルという、4階の半分ぐらいですかね。

石神井など、桜の木より上のほうに余り派手な色が入ってきちゃったりすると、少し、いがかかなと感じておまして、その数字を出した次第でしたけれども、デザイン上の問題だとか、使った色そのものの観点からアドバイスはできるという範囲ですよね。再確認です。

○都市計画課長 10メートルにできれば、より望ましい部分ではあるかと思いますが、一定の範囲で線を引こうとしたときに、その辺は12メートルという形で。

先ほどおっしゃっていただいたように、アドバイザーの先生方にも、その辺のデザイン性も含めて、調整という形で、設計士さんなり建て主さんのほうとお話ができる機会もございます。

そうはいつでも、周囲の状況を見た上で望ましい形にしていくというのが大前提でございます。今回、基準を緩めるということでこういう形にはしておりますけれども、望ましいかどうかというのは、その場所場所によって重点地区の中でも出てくると思われますので、そこは周囲に配慮しつつ、望ましい形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長 よろしゅうございましょうか。私が解説してもしようがないのですけれども、念のために。

今いただいているのは、景観法に基づく景観計画の行為の制限の中の色彩の基準ですので、これは守らなければいけない。これは破ってはだめというきつい規定でございます。実はもう少しこうやったらもっといいよねという話は、机上にございます板橋区景観色彩ガイドライン。これは拘束力は持たないけれども、色彩を考えたら、もう少しこうやってくれるといいよねということの二段構えになっています。

おっしゃることはよくわかるのですが、基準側で余り厳しくすると何もできなくなってしまうので、基準としてはここまでは縛っておくけれども、誘導としては、この色彩ガイドラインで、特段のことがなければこの色彩ガイドラインもよく読んでやってくださいねという意図かと思えます。

ほかにございますでしょうか。

私のほうから1点だけ確認なんです、前の部会の際の議論でも、どれを「区が認める場合にはこの限りではない。」という※2を適用するかという話で、きょう入れていただいた12メートル高さ制限の部分と彩度の部分に※がついているんですけれども、前はたしか5分の1は東京都ではだめですけれども、20分の1はどうするのかという議論があったような気がするんですが、これはもうつけなくいいということで、いいんですかね。

東京都は20分の1なので、これを超えられないという意見はもちろんあるんですが、高さ12メートル以下の20分の1というと東京都より厳しい基準になっているので、いいと言えば、いい気もするのですけれども、これはつけなくいいというご判断と考えるとよろしいですか。

○都市計画課長 全体としては、この基準を決めていく中では、今いただいたような意見もございしますが、12メートル以下の中の20分の1という形で進めていきたいと考えております。

○議長 わかりました。

ほかにご質問、ご意見等ございましたら、ぜひ賜りたいと思います。

今回のこの審議会で決めれば、これは所定の手続をとって、景観計画のアクセント色の導入として決まっていくというふうに考えていいんですよね。

○都市計画課長 はい。

○議長 決まりますので。

はい、どうぞ。

○浦谷委員 ここの一番最初に、外壁基本色と強調色とまずありますよね。その後にアクセント色というのがあるわけですが、この外壁基本色と強調色を特に省略したというのは、ここは今まで議論して特に問題ないということで省略しているわけですね。この1番のところは。

○都市計画課長 省略というか、元々あるものでございまして、今回、少し緩めていくというか、緩和する方向でアクセント色を導入するということですので、元々あるものの記載は書いていないということです。

○浦谷委員 私も今までの議論を聞いていて、この前の図面を見ても、基本的にはこういう考え方ですよね。これは十分いいと思うのです。

ただ僕は、アクセント色については、たしか去年の12月にまずやりまして、その後、今年の7月にこれをやって、正直言って、私も素人なので、色彩ということについては非常に感覚的な面があって、今までわかりにくかったんですが、特に今回アクセント色だけに絞って2回議論していただいて、2度聞いた感じでは、当初は余りよくわからなかったんですけども、部会の専門の方がきちっと議論されてきて、少しずつポイントを改善されてきたという印象を受けております。

ですから、今回は2度のかなり細かい議論をした上で、去年の12月と今年の7月にやった上で、今回こういう成案が出てきました。これまで1年以上かけて議論してきたので、僕はこの成案で今回はよろしいと思っております。

○議長 ありがとうございます。

私が解説するのも何ですけども、机上に配られている板橋区景観計画の追補編も含めた、例えば一般地域ですと、厚いほうの5の6ページのところに景観形成基準の中の色彩で、外壁基本色と強調色が既に決まっているということですので、これに加えてアクセント色ということで、今日ご提示いただいた景観形成基準の区がアクセント色をというこの欄と注釈の欄が入ってくるということですね。

○浦谷委員 今まで色調というのは、基本色とか強調色が基本になると思うのですが、今回アクセント色だけやっているの、全体がさっぱり。

私なんかは1年やっていましたのでわかるんですけども、初めての方は最初からアクセント色ばかりやっているの、非常にわかりにくいので、最初に基本色とか強調色を概略、こういうのがありますよということをご説明された上で、アクセント色はこうなりますと説明すればわかりやすかったと思うのですが、そういうのを抜いてしまって、今回、アクセント色だけをやっていたので、少しわかりにくかったなという感じがしますけれども、先ほど申しましたように、2度議論して、アクセント色についてはかなり改善もされていますので、そういうことで先ほど言ったように、私は今回のこの案で了解したということでございます。

○議長 ありがとうございます。

初めての委員の方々は、基本的には変わっていないので、資料1-1の2ページ目の右側を見ていただくと、ここには全部表に書いてございます。基本色が青の枠内、強調色がオレンジの枠内、それに加えてアクセント色が赤の枠内ということで、一般地域については、基調は青い枠までにしてください。強調色、5分の1のところはこのオレンジっぽい色のところまでにしてください。20分の1のアクセント色はこんなところまで使っていいですよということで、今回決めたのはこの一番外側の赤の枠を決めたということでございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

○中島委員 確認なんです、今回の色彩基準で緩和できるというのは、ただし書きの※2で記してありますが、例えば使用場所を「建物中低層部である12m以下の部分で用いる」というのを緩和というか、それ以上のところで使えるとなったときに、面積の上限のところの条項は適用されるんですか。

要するに、外壁各面12メートル以下の部分の20分の1で使用可能であるというルールは、仮に使用する場所が12メートル以上になった場合も、これだとそのまま使うということになると思うんですけども、それはそういう理解でいいんですかね。

○都市計画課長 面積の上限につきましては、一定の部分になります。高さを少し超える部分につきましては、デザイン性としてその建物が周囲の状況にもあっていて、高さ部分を少し超える部分については、ただし書きのほうで適用を考えております。

○中島委員 つまり、面積の上限はもう最初に決まっていると。どこに使おうと12メートル以下の面積で決まるんだということですよ。

○議長 高さ12メートル以下の20分の1の面積であれば、了解を得れば上のほうで使ってもい

いと。

○中島委員　そういう理解ですね。

○議長　壁面の全部の20分の1にはならないということですよ。

○中島委員　わかりました。ありがとうございました。

○議長　では、松崎委員。

○松崎委員　初めてなもので、見当違いなことを言うかもしれませんが、きょう机上閲覧で置いていただきまして、最後の方で説明していただいたアクセント色の使用イメージ、それぞれいろいろな建物の写真を見せていただいて感じたことなんですけれども、アクセント色の彩度を低く抑えるという考え方はいいかと思うんですけれども、これを見て思ったのですが、色数についても、色数が多いか少ないかで大分ごちゃごちゃ感が違うんじゃないかと感じました。

例えば、この使用例の14ページの下段でしょうか。各色、赤いのか黄色いのは少しどぎつい感じがしますけれども、それが無いにしても、これだけの色数を使われると、少し統一感がないようにも感じました。

あともう一個で言うと、18ページの下段。これは個人的には趣味がそんなに悪くはないかなとは思いますが、これは逆に、具体的に絵になっているわけですよ。樹木をデザイン化した壁画みたいになっているので、これはそういう意味で、ある程度の黄色から緑への色数が使われているとは思いますが。

色数といっても様々あるとは思いますが、そうはいつでも、今、案で出されている必要以上に色数を増やさないという規定だけでは何とでも言えて、必要だと言われれば何色でも認めざるを得なくなってしまうのかなと思いましたが、何かしらもう一個考え方を加えて、おのずと色数を制限するというか、言っていることは同じになってしまうんですけれども、何か基準があったほうが逆にいいのかもしれない。例えば3色までとか言ったほうがいいのかなども感じたものですから、ご意見があれば聞かせていただければと思います。

○議長　いかがでしょうか。

○都市計画課長　まず、色彩の計画をしていただいた中で色使いが決まってくるので、そこで数を、例えば14ページの下段のように、すごくごちゃごちゃ感があるように思われますが、その中でも結果的にうまくデザインされれば、その建物が周囲に調和している状況であれば、一定の数というものも使うことは可能かなと思います。数値的に何色までというのは、デザインの話もあるのでそこまで言い切れない部分はありますが、色彩計画の中の部分と合わせ

まして確認をしながら進めていけたらと思っております。

ただ、ガイドラインか何かで色の数をということもありますが、そこはもう少し検討させていただきたいと思います。

○議長 色数のほうもたしか、前回か前々回も議論になっているのですが、例えば14ページの下ですと、これは多分、赤も青も何色か全部アクセント色になってしまうので、全部が12メートル以下の20分の1の量だったら、色数が多くても大丈夫な場合があるというのが一つ。

おっしゃるとおり、私も色の数をいくらでも使っていいよとは思わないのですが、必要以上に増やさないという表現以外、じゃ、5と絞ったらいいいのか、3と絞ったらいいいのか、7まで許していいのかというあたりは極めて微妙で、うまく使ってくれば5、6色使ってもらってもいいけれども、下手くそに使うんだったら3でもやめてよねというのが実情なので、ですよ、杉山委員。

うまく使えば少し数があってもいいけれども、下手くそに使われると、色の数も、どの色とどの色が違う色かと言い出すと、微妙に使って、じゃ、グラデーションをかけたら全部違う色なんですよね。ということを出すと、数は数値で縛るのはなかなか厳しいねということだと思うんですが、杉山委員、何か一言ぐらいありますか。

○杉山専門委員 議長がおっしゃるとおりで、色数に関しては、制限というのは大変難しいと思います。デザイン力ということになってしまうので、だから、そのところで面積という捉え方で、これまでも赤の分量をぐっと減らして、固まりとして赤、黄色、ブルー、白みたいな形にすると軽快さが出たりとか、ポイントになるとか、そういうメリットが出てきますよね。過剰な面積であるとか、過剰な形状であるとか、そのところは協議という手法をとるのかなというふうには考えております。

○議長 松崎委員がおっしゃるとおり、必要だというのは何だかわかりませんが、必要以上に使うとバラバラなんです、必要な部分、必要以上の必要を数で決めるのは非常に難しい。色の専門家も、私も実感としてそうだけれども、必要以上という以外に、3と言ったらいいのか、5と言ったらいいのか、じゃ、10はいいのかと言われると、3じゃ縛り過ぎだよ、よねと思うものも、では、3を使ったらどうですかでもいいのかということのもやや微妙過ぎて、ちょっと数字では言い切れないということで、議論の中で必要以上には使わないというふうにとどめたということでございます。よろしゅうございましょうか。

○松崎委員 はい。

○議長 ありがとうございます。

ほかに何か、ご意見、ご質問。どうぞ。

○中村委員 まず、この前の記録の16ページ、議事要旨ですね。

私の住んでいる常盤台のことに言及されている内容もあるんですけども、その中で、パラグラフの2段目の「品格のある商業地を目指すべきだというふうに考えると」とありますけれども、まず、「品格」という言葉の意味について、基本的だと思うのですが、お聞きできればと思います。

○議長 どうでしょうか。中島委員の発言だという気もしますが、中島委員から何かありますか。

○中島委員 ご質問ありがとうございます。議事録で多分、私の発言ということなので、一応私の方から。

この「品格のある商業地を目指すべきだ」というのは、私の個人的な意見ではございません。これは、先ほど事務局の説明の中にもあったと思うのですが、景観色彩ガイドラインで常盤台の目指す方向性ということで「品格」というふうに書かれているので、その言葉を使っているわけです。

ただ、要は、常盤台というある地域の個性というか、ほかと違うものがあるのではないかというのが大前提にあって、それは具体的には落ち着いていると。色彩だけの問題ではなくて、緑が豊かであったりとか、建物の高さが低くて空がよく見えるとか、全体として非常に落ち着いた雰囲気があるので、商業地も含めてそういうふうになっているということを多分「品格」、「格」と呼んだわけでございます。

具体的にこういう要素ででき上がっているとか、そういうことまで検討した言葉ではなくて、大きな雰囲気としての、常盤台の持っているある種独特の雰囲気を何と表現するかということで、一応、こういうふうに述べさせていただいています。

ただ、このあたり、まさにここにお住まいである議員さん、あるいはほかの住民の方々がどのようにこの言葉を捉えているかというのは、もう少し慎重に考えて使うべきかなという気もいたしております。

そういうことです。

○中村委員 その上で、審議会の皆様方にお話ししたいことがあるんです。17ページにも「元々しゃれ街協議会とか、いろんな景観に取り組む団体もある中で取り組みを進めていく」、また、18ページ、神谷委員からも「常盤台は住民の組織がありますので、地元の判

断も」という記録がございます。

私のいるところで、商店街の方にこのこととお話ししたら、全く知らない。また、町会も全く知らない。こうした状況が全く加味されていない上で景観計画を出すということは問題ではないのかなと私は考えておりますが、事務局としての意見をお伺いしたいと思いません。

○都市計画課長 まず、景観計画を定めるに当たっては、全区民の方向けにアナウンスというか、広報活動もやって、説明会もやって決めてきた状況でございます。

その中で、しゃれ街という言葉が出ていますが、しゃれ街協議会のほうがいろいろな意見を出していただいた部分でもございます。ですので、景観計画全体としては、区民の皆様に意見をいただいて作り上げたということがまずあります。

今回、少しでも緩和していく方向で、まちのいろいろな建物をつくる際にも、デザイン性を上げていって、先ほどの品格ではございませんが、少しでもいいまちにしていきたいという中で緩めていく基準の中で、今回のアクセント色というものを打ち出しているところでございますので、そういう意味では、厳しいところから緩い方向に少し動く部分での理解というのはいただけるかなと思っております。

○議長 このアクセント色のことについては、まだ住民の方には説明していないということですかね。それはこれからだということのようです。その前の景観の計画整合、机上にもありますが、冊子になっているものはもう十分ご説明いただいて、パブリックコメントもやっているはずなので、了解いただいていると。今回はまだご説明申し上げていないということだと思います。

○中村委員 この中で商業地区にお住まいの方、この方ももちろん住民の方でありまして、また、その商業地区というからには、そこで生活の糧の手段としている方たちというふうを考えていいかと思えます。そうした人たちに、これまでの生活に何らかの縛りをつけることとなりますので、やはりそこは合意形成といった上ではかなり慎重にやっていただかないと誤解を生むこともありますし、また、商店街の方からは厳しい意見もありまして、じゃ、商店街はなくなってもいいのかと。この景観条例によって我々の生活の糧が奪われてしまうことによって、我々はどうしたらいいのかというような話も出ております。

ですから、そこはやはり気をつけて調整をしていただかないと、私も地元としてこれは賛意ができないことになってしまいますので、一旦その経緯を見守った上で、この景観計画というものを見ていきたいと思っております。

また、もう一つ言いますと、その前の段階の景観計画には、所有者の断りもなく、こういう景観にしましょうということで、勝手にデザインまで変えられて、絵になって写されている。もう見ればそれは特定できるようなものでありました。常盤台の駅前です。これを見て、その所有者の方はすごく怒りました。私はこんなことに合意していないと。

こうしたことが前の段階であったので、私のほうで先に指摘させていただきまして、今回の中には出ておりませんが、そういったところも、この中で許可をとって、写真を撮って、みんな載せていいのかというのは、とったほうがいいとは思いますが。

そうしたこと一つ一つ、表に出して見せるものですから、皆さんそれなりのデザイン性を考えてやっていると。また、商業地においては生活の糧というのがありますので、そこにおいて、もう少し審議会の中でもそうしたことに関して配慮していただくということがないと、非常に難しいのではないかと考えております。説明責任といった面でも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長 事務局から何かありますか。

○都市計画課長 今おっしゃっていただいた部分で、屋外広告物のガイドラインでございますとか、色彩ガイドラインで地域の写真を使わせていただいて、悪い例示という形での表記はさせていただいたわけではございませんが、絵を書いたところの中の建物と類似しているように読み取られる部分もございましたので、誤解をいただいた部分がありまして、その方が怒られたことに対しては非常に申し訳ないと思っております。

あと商業地の話、都市計画的に申しますと、まちとして生業の中で、例えばでございますが、常盤台というのは住宅地を抱えていることによってそのまちが成り立っているということも言えると思ひますので、そういうまちがあるからこそ、先々この景観の取り組みがより充実していけば、そのまちを目指してお客さんが来るということも考えられます。いろいろな視点がございまして、その部分は自分たちでも用心深く注意しながら進めたいと思ひます。将来性も見込んだ形で進めていこうというのが景観の中の考え方でございまして、その辺のことについてはよくよく説明をしていきたいと思っております。

さらに申しますと、都市計画を決める中で、商店街の容積を上げるとか上げないという話のときにも、商店街からは容積を上げてほしいという要望があつて、その後背地にある住宅街からは、そのことについては特段いいか悪いかということを地元で相談した上で、例えば容積を過去においても上げるということを行われたわけでは多分ないと思ひます。そういう

面では、常盤台の方たちのいろいろな思いが、今、委員におっしゃっていただいた中に、商店街側としてもそうでしょうけれども、住宅側としてもいろいろな思いがあると思いますので、そういう部分は今後もよくよく考慮した上で、いろいろなことを進めていけたらと思っています。よろしく願いいたします。

○議長 何かございますか。どうぞ。

○中村委員 それは当然そうしていただかないと困るんですけども、その前に、商店街の人はかなり我慢をしてきたという経緯がございます。今まで住宅側の意見によって広告を取り下げたり、それによって年間300万円から失ったり、数千万にわたる損失だというふうに考えている人もいるわけです。

そうした我慢をしてきて、今ここに至ってこういうふうになってきて、怒っているということもありますので、そこをきちんと説得して、理解が得られるようにしていただければと思います。

以上です。

○中島委員 内容については繰り返さないのですが、もう一回確認です。

審議会で、こういう形で我々が今審議をして、ここでゴーサインが出たと。その後、それはもうそれで決定なんですか。それとも、何か縦覧のプロセスがあったりとか、あるいは、それこそ今の各地域で何か説明をされるのかという、具体的なプロセスを一応確認しておきたいと思うんですが。

○都市計画課長 手続はまだまだこれからでございますので、地元これから説明は続けます。また、関係機関との調整も今後発生しますので、その辺を踏まえて取り組んでいきたいと考えております。

○議長 今回の内容については説明してくれるというのと、委員のご心配はごもっともなんですけれども、今までのことはもう出てしまっているのでさておきというのは、それも説明すべきだけれども、今回のこのアクセント色はどちらかというと緩める方向ですので、緩める中でも、何で常盤台以外は12メートル以下なのかということは十分説明しなければいけないですけれども、今までの景観の色彩基準に比べると、より色が使える側に今回は振ろうという話ですので、十分説明した上で、ここまで使えるようになったんだから、いわゆる景観計画の、先ほどの品格ではないですけれども、品位と落ち着きのあるたたずまいとかいう話が目標としては出ていますので、それを守りながら、商業活動がちゃんと、賑わいがあって十分活動できるように、うまくデザインを考えていただくということが出来ますよとい

うこともきちんと説明いただければいいかなと思います。

手続としても、これから地元の説明とか、パブリックコメントみたいな形かどうか分かりませんが、地元の方々からの意見を反映していかないと、おっしゃるとおり、何か上から決められちゃって、もうやられてないよという人がどんどんふえていくと、決していいことではございませんので、十分な説明をしていただければと思います。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○杉山専門委員 今、常盤台のお話を聞いて、私は板橋に住んでまだ30年になるかならないかなので、実は余り事情がよくわかっていなかったんですけども、こういった景観計画といったものが立ち上がってくる以前からしゃれ街というような仕組みを東京都さんがお持ちになっていて、常盤台で早速に取り組んだと。ほかはちょっと少ないんですよ。東京都さんでも余り多くなくて、そういった意味では、板橋区という中でもかなり優良な住宅地として、地元の皆さんたちが、それも住商一緒になって盛り上げて、考えて、どちらかというところ景観計画はそれを見ながら立ち上がってきたのかなという理解を、私も専門委員として入ったのもここ一、二年でございますので、住民として、常盤台さんの動きというのは大変好ましいなというふうに思っ見てきたんですね。なので、そういうお話を伺って、改めていろいろな区側のということ。

でも、しゃれ街というのは、地元の方からの発議がないとできない仕組みでございますので、そういったあたりがうまく商業活動にも、最近ですと商業活動にも、自然を大事にですとか、若い方などでもエコ的な面ですとか、デザイン的な面ですとか、非常に意識の高い方たちも新しい商業に取り組もうという方もいっぱいいるので、そういった方も取り込める常盤台という期待も、これからもまだまだあると思うんです。

私は色とかデザイン側の人間ですので、よりよく、変ですけども板橋の一つの顔として、そういう意味での「品格」という言葉だとか、質のいい生活空間と商業空間みたいなことを、ぜひ中村さんのようなリーダーの方々も含めて考えていただけたらいいなと。

ちょっとここと違う話になってしまって大変恐縮なんですけれども、そんなことがあって、この景観計画の重点ということで取り上げているんだというその意図は、私なりにはそんなふうに酌んでおりましたので、そのあたりのいろいろ協議もなさっていただけたらなというお願いを含めて、個人的な感想でございますけれども、お願いしたいと思いました。

○議長 実は、景観形成重点地区も、景観計画の成り立ちをずっと見てきますと、最初は一般

地域以外に崖線軸地区と石神井川軸地区があった。その後に加賀一・二丁目地区が加えられて、その後、常盤台が加えられた。

私の理解では、いずれもどうしようかというご相談を地元投げかけて、うちのところは立派だから、ぜひ重点地区にしてほしいと。つまり重点地区というのは、逆に言えば一般地区よりやや厳しいガイドラインというか、行為の制限がかかるのですが、地元のほうから、うちのところは元々あるので、そこに変なことが起こらないように重点的にしてほしいという声が上がって、そこで役所の方々と協議した上で、重点地区に指定して、かつ、その中で変な方向に行かないようにという形で制限をかけているというふうに理解していますので、もしまだ知らない人がおられるとしたら、もう少し十分説明してあげるとか、地区といっても、おっしゃるとおり、住宅地に住んでいる人と商業地で商業をしている方は、多分温度差がありますので、そこも両方の方の意見を聞きながらということで、ぜひご説明を続けていていただきたい。

中村委員もぜひ地元にも、悪気があるわけではなくて、いい常盤台にしたいという思いでこういう景観重点地区でこういう作業をしているんだと、もちろん、決めたら二度と変えてはいけないというわけではないので、多分、変更することはやぶさかではないでしょうけれども、ぜひご理解をいただけるように頑張っていたきたいなど、お願いでもございます。

先ほどの繰り返しですけれども、これは少しできるようになりますので、少し自由度が上がるというふうに了解いただければと思います。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○浦谷委員 今のと同じですけれども、結局、去年の審議会でも天野会長が、要するに今回のアクセント色導入の最大の理由は、商店街等が余り厳しくすると、色は落ちつくけれどもつまらなくなってしまうと。そういう意味で、本来は商店街にとっても結果的にはプラスになるような、全体として、私、今まで審議会をやっていて、受けているんですね。

いろいろ商店街の方がいまして、確かに個々については広告を派手にしたいという人もいますけれども、トータルして全部が派手になったら、まち全体がごちゃごちゃして、品のないものになってしまうので、それは個々の権利者の方のご意見もあると思いますけれども、逆に事務局としても全体として、色彩というのは自由度が落ちてしまうので、むしろ商店街にとってよかれと思ってやっているんだということ。

景観というのは非常に主観的なものが入って、数字上では本来決めにくくて、定性的な感

覚面が多いと思うんですよ。だから、建築基準法のように、容積率とか何かのように数字で決められないので、これは合意形成で、非常に長い時間がかかると思うのですけれども、事務局のほうも時間をかけてじっくり地元の方が納得するようにご説明いただくと。もうそれしかないと思うんです。景観行政そのものがそういう性質だと思うんですよ。

個々については若干反対の方もありませんけれども、前に会長が言われた、趣旨をご理解するようにしていただいて、今後、進めていただきたいということで、僕は、全体としてはこの案でいいと思っています。

○議長 ありがとうございます。

どうぞ。

○松崎委員 何度もすみません。

私も今日初めてなものですから、規制を強めるというイメージで来たんです。事前に配られたマンセルの色の基準のイメージだけを見ると、この赤枠の中の色しか使えないとなると、この表で見ると、どちらかというと鮮やかな色が使えなくて、灰色に近い色しか使えないというイメージで、これはかなり厳しいのかなと思っていたんです。

ただ、きょう机上で配られた先ほどの使用イメージの写真を見ていくと、例えば、13ページの下段の小学校の写真なんですけど、これは結構鮮やかな感じがして、これは多分、基準に当てはまっていないんだろうなと思いつつ見ると、これが合格というか、基準内だということなので、最初の表だけで見たのとは違って、かなり工夫をすれば、いろいろな表現ができるもんだなというふうに、逆に思ったところです。これがまたいいか、悪いかは、個人個人のあれだと思うのですけれども。

そこで、何が言いたいかというと、これは小学校ですよ。公共の施設でこれだけのことができる。あるいは、ここまではできるとかいうことを示す上でも、板橋区が所有している建物については率先してこの基準を、合意形成がここでできる前であってもこういうのだったらいいんじゃないかというのを示してほしいなと思うところです。

このいい例がこの小学校の建物だと思うんです。ほかの区の施設、この区役所もそうだと思うのですけれども、ここの色使いやなんかも紹介するような機会を設けて、先ほどから出た住民の合意形成を図る上でも、区は率先してこういうことをやっていますというのを示すようなことも取り組んだらいいのかなと思いつつ、この議事を聞いておりましたという話です。

○議長 ありがとうございます。

2ページの赤枠を見ると厳しくなっているけれども、今までオレンジだったのが赤まで使えるようになったということで、杉山さんにはもう振りませんけれども、このぐらい小さく見るといいんですが、これが大きくなると結構これでも派手なんですね。

では、神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 景観アドバイザーも務めております神谷です。

今の常盤台のお話ですけれども、私は板橋生まれ板橋育ちで暮らしていて、大分たってから、今は外に住んでいますけれども、ほかの自治体のアドバイザーなんかもやっていて、板橋区というのがどういうところかなというふうにも見るわけですね。正直、余りいいところが少ないという言い方をすると怒られてしまいますけれども、出てくる案件もほかの区に比べるとデザイン性が低いものが多いんですね。なかなかいいものが出てこない。

それはなぜかという、いろいろ理由はあるんですけれども、一つには、景観の縛りの中で色彩の基準がほかの区に比べて少し厳し過ぎるという面もあったんですね。これじゃ何もできないねというような話もちょとしていて、そういう意味で、現場の状況を踏まえて、それを積み上げてきて、こういう審議会の席でアクセントカラーを緩和しようという方向で、今ようやくここまで来たという流れがあるわけですね。

そういう中で、常盤台というのは、私なんかはそういう板橋の中で、板橋区の誇りだなというふうに見ていた地域なんですね。

例えば、ほかのところだったら、田園調布であったり、神楽坂であったり、国立であったり、地域と商店街が一体になっていいまちをつくろうということをして、どんどんまちがよくなっているという例がたくさんあるわけですよ。

ところが、ちょっと今お話を聞いていたら、何か景観規制がまちを壊すとか、地元のまとまりが全然うまくいっていないんじゃないかというふうに聞こえてしまって、とてもがっかりで、せっかく重点地区で何とか板橋区のいい地域になってほしいということでやってきているのに、地域がまず、どういうまちづくりをするかということのを改めて議論していただかないと、こういうところまで上がってきて議論はできんじゃないかと思うんですよね。そうでないと、せっかく作っても、いや、これは受け入れられませんという話になったら、1年間以上の議論も無駄になりますし、そういうあたりでご懸念はわかるんですが、やっぱり地元の方の理解を深めるということも大事ではないかと思えます。

要は、ここでやってきた議論というのは、どうすればいいデザインができるのかということであって、単に色だけでいいデザインができるというわけではないわけですね。そうい

う意味で大事なのは考え方ですから、そこで常盤台にはガイドラインの中にも「品格」という言葉が入ってきている。これがほかの地域と大きく違う誇れる要素だと思うんですね。

そんなことを含めて、これをどうするのか、地元でもこれからご議論いただきたいなと思いました。

○議長 ありがとうございます。

そろそろ意見も出尽くしたようですので、次に進めさせていただきます。

地元にお話しするときには、この2ページ目の資料も使って、今まで了解いただいたといってもどうなるかはさておき、今までこういう形で決めていたのを、今回アクセント色ということで、量とか高さは制限させていただくけれども、ここまで使えるようにしましたということをお明解にお伝えして、かつ、それでご了解いただくように十分な説明をしていただきたいと思います。

地元の説明する以外に、このアクセント色の案についてご異論ないと私は判断いたしますので、これについてはこのぐらいにさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○議長 ありがとうございます。

それでは、議事は1つだけですので、その他の報告事項について事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○都市計画課長 それでは、その他の報告事項についてご説明させていただきます。

今回、3点ございまして、まず1点目でございます。参考資料2をご覧いただきたいと思います。2枚もののペーパーでございます。机上配付させていただいております。A3サイズの横長になります。

こちらは、板橋宿不動通り地区につきまして、景観計画の中では、今後新たに景観形成重点地区として取り組んでいく候補地区に位置づけてきたところでございます。

前回の第9回の審議会でも少しご説明させていただきましたが、今年度と来年度の2年間にわたりまして、区とコンサルタントによります地元の支援を行いながら、勉強会の開催、または地元素案の取りまとめ等を経て、区に地元として案を提案していただくような形で今動いているところでございます。

地元素案をもとに、その後、区のほうで地元調整に入りまして、説明、景観計画の反映、景観議会等も経まして、合計で5年ほどかけまして景観形成重点地区を目指していきたいと

考えているものでございます。

今回、不動通りの商店街の方々と一緒に、10月15日に、不動通り商店街の朝市が毎月第3日曜日に行われていますが、その後にまち歩きをしようということで、まち歩きと意見交換をしたものでございます。

こちらの右側がチラシでございまして、こちらのようなチラシで参加を呼びかけたものでございます。

当日は、商店街の理事の方々に呼びかけていただいたところ、雨がちょうど降ってしまったので、結果としては商店街の関係者6名、また板橋区で7名、コンサルタント3名と、合わせて16名で現地をまち歩きという形で歩いたところでございます。

この際、産業振興課の職員、また、くらしと観光課で派遣していますいたばし観光ボランティアさんにもご参加いただきまして、今後の組織横断ということも含めまして進めているところでございます。

続きまして、今のペーパーの2ページ目をお開きいただきたいと思います。カラー使用で不動通りの商店街の絵図にあわせまして写真等があるものでございます。

①でございますが、こちらは縁宿広場というところで、防災街区の隣のところでございますが、こちらに集合させていただきまして、マップを手にしまして、番号に従いまして商店街の関係者の皆様と歩いたところでございます。

まち並みの移り変わりでございますとか、商店街の昔話などをお聞きしたり、さらには板橋区景観アドバイザーや、コンサルタントから、景観上のポイントになる建物の意匠とか看板等の話を聞きながら、さらにいたばし観光ボランティアさんからは、歴史にまつわる様々なお話を伺いながらまち歩きをしたところでございます。

その後の意見交換会におきましては、旧中山道、また第一の宿場町でありますので、板橋平尾宿の歴史やストーリーの奥深さ、または大正時代から続いております商店街としての文化とか物語を感じることができたというようなご意見もいただいています。

この取り組みにつきましては景観形成重点地区の指定を最終目標としておりますので、共通のテーマを置きつつ、また、商店街の活性化、観光振興、さらには歴史などを深める多様なテーマにつきまして、これからもこのまちの本来持つ価値でございまして、魅力とかを再発見していければと思っております。

今後も引き続き、こちらの不動通り地区につきましては、こちらを舞台といたしまして、地元の方々と一緒に景観形成重点地区の指定に向けた取り組みを進めていきたいというふう

に考えているところでございます。

続きまして、2点目が、平成29年度景観写真、景観審議会会長賞の選定についてでございます。

少し早目に来られた方は、もう写真をご覧になっている方もおられますが、資料といたしましては参考資料3になります。3枚もののペーパーをつけてございますが、今年度の景観写真の募集ということでございまして、テーマを板橋区内の景観、町並みと風景で癒やされる場所、素敵な場所、お薦めの場所ということで募集しまして、43点のご応募をいただいたところでございます。本日机上に配付させていただきました今の資料でございますが、こちらに載っているのが一覧になります。

比較的、初めてご応募いただいた方も多くて、また、例年に比べて質の高い写真が数多く集まっております。

窓際の奥側に全ての写真を並べておりますので、後ほど委員の皆様から景観審議会会長賞ということでの選定をお願いしたいと思っております。

こちらの写真につきましては、今年度、来年の2月になりますが、2月13日から3月2日までの日程で、場所は、こちらは南館ですが、本館の1階にギャラリーモールというのがございまして、そちらのほうで写真展を開催したいと考えております。写真の掲示の仕方等も工夫していきたいと思っておりますので、ぜひお立ち寄りいただいて、ご参加いただければと思っております。

続きまして、3点目でございます。

この審議会でございますが、来年度になってからの開催を考えております。また日程等につきましては、改めてお願いしたいと思っておりますので、ご協力のほど、お願いしたいと思っております。

以上、3点の報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長 今、不動通り景観形成重点地区に向けて、5つ目になるんですかね。崖線軸地区、石神井川軸地区、加賀一・二丁目地区、常盤台一丁目・二丁目地区に次いで5ヶ所目の指定に向けて地元の方々とお話を進めていただいているところかと思えます。

何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

どうぞ。

○しば委員 一番最初にご説明をいただきました不動通りについてなんですけれども、私もここを歩いていて、すごく歴史のあるまちなのでもったいないなと思っていたところにこうい

うご説明をいただいて、とても期待をしています。

全く関係ないんですけども、きのう、「母になるなら、流山市」というところに視察に行っただけでした。母をターゲットにしてまちの発展をしていたことにすごく感銘を受けまして、ぜひこういうものにも子育て中のママの視点を入れていただくと、発展がすごいのかなと思いました。

ママたちの裏には家庭があり、子供たち、ママのつながりというのもすごくありますので、そのママたちが集えるようなもの、例えば今お話がありました商店街の方6人とか、アドバイザーの方ももちろん大切だとは思いますが、そういう視点も取り入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○都市計画課長 今後とも、子育てのお母様も含めまして、いいまちにしていきたいというのは大目標でございますので、その辺の視点も踏まえるとともに、温かい、いい景観のまちにできるように取り組みを進めたいと思います。ありがとうございます。

○議長 よろしく願いいたします。

そういう方々に意見をいただくのは、どういう時間帯にどういう場所でやるかをよく考えないと、こういうふう雨が降ったりするとなかなか出てこられないですね。その辺も考えながら、子育て世代を取り込むのは重要なことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○黒瀬委員 私は、専門家というよりは、区民としてここに委員として出させていただいていますが、2期4年間させていただいているんですけども、そういう中で、一番最初はこういうことを審議する場所があるということにびっくりしたぐらい何も知らなかったんですけども、ここへ出るようになって、専門の方々が景観のことを話し合っていることを知って、さらに、決められたことを今度は実際に区民の合意形成を得なければならないということを知ったわけです。そういう中で、多分、私がもしかしたら少し何かできるのはそういうところなのかなということも自分でもわかったんですね。

今、中村委員からお話があったのを伺って、なるほど、そういうことなんだろうなと思って、どういう形でやれるかわかりませんが、とにかく私も一板橋区民として、少しでもよいまちにしたいという思いはみんな一緒だと思うので、何かそのきっかけになるような形でこういうことを生かせたら本当に嬉しいなと思っているので、今日、そういうご意見を

伺えたのは、私にとってもすごくいい刺激になったので、何かそういうことも考えていきたいと思っています。

○議長 よろしく申し上げます。

何かございますか。

どうぞ。

○浦谷委員 私は、ご存じのように、いたばし観光ボランティアであそこを4年ぐらい歩いております。特にここは観明寺とか東光寺とか、とにかく板橋区の観光の大体半分以上がここに集中しているわけですね。ですから、今回対象になるということは非常にいいことだと思っています。

ただ、正直言って、商店街は仲宿に比べると、商店街としてはかなり寂しい町並みなんですよね。それは結局、過去の歴史からいってしようがないと思うんですけども、ここは裏通りに昔風の井戸があったり、路地は、防災上は問題があるんですが、私から見れば、まちとしては意外に風情があっておもしろいところだなという感じもしています。

ここには商店街としての活性化と書いてありますけれども、それだけではなくて、石神井川までに至るところ、最近、大分風情がなくなってきつつありますけれども、町全体を含めて、加賀町と同じように、さっき言った品格の問題もありましたが、そういう意味で、品格という言葉自体は非常にわかりにくいですが、私は高島平に住んでいて、その品格に対する対応としては、けばけばしいという感じを私は持つのですが、少なくともそういうけばけばしいまちではない、落ち着いたのある、ゆとりのある、品格のあるといえますか、ほかになかなかいい言葉がないので、僕は当面、品格のあるまちでいいと思っていますけれども、そういう意味では、ここは商店街だけではなくて、トータルとして全体を考えていただいたまちづくりをしていただきたいという思いがあります。

○議長 ありがとうございます。

歴史とか文化財の雰囲気を残しながらも商店街として活性化するというのは、言うのは簡単ですが、やるのは結構難しいんです。でも、極端に言って、多分、屋外広告物ばかりになってしまったら、元々のいい資源の歴史性とか文化財がなくなってしまったら、倒れると思うんですよね。

そこをうまくやるためには、方法としては、こういう形で景観重点地区に指定させていただいて、地元とお話ししながら、適正な縛りをかけ、子育てしているお母さん方にも気持ちよく子供と散歩できるようにという方向にぜひ進めていただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

それでは、一応、議事次第全部、報告事項まで済みましたので、以上をもちまして第10回板橋区景観審議会を閉会したいと思います。

○浦谷委員 1つだけ。

○議長 どうぞ。

○浦谷委員 先ほど松崎さんから学校についていろいろお話をいただいたんですが、確かに区民は景観行政というのがほとんどわかっていないというか、浸透していないですよね。

書いてある内容はものすごくすばらしく、よくできたと思うんですが、結局、区民にほとんど浸透していないというか、わかっていないということで、先ほども小学校の話がありましたけれども、景観行政については、もう少し区民といいますか、対象が、事業者もあるし、小学校もあるし、ボランティアもあるし、いろいろ対象はあると思うんですが、そういう意味で景観行政について、全体としてどういうPRをするかという、そのPRの基本的な方針というか、体系というか、要するにこういう必要性があって、こういう方たちに、こういうPRをしていきたいと。

今まで見ていますと、景観行政は非常に大事な話だと思うのですが、区の広報とかビデオにもあまり出ていない。特にこれは文書でいっても、正直言ってなかなかわかりにくいですよ。だから、区の今やっているビデオとかをもう少し有効に使っていただきたいと思うし、そういう意味で、景観行政に関する基本的なPRを、先ほど事務局に聞きましたら、まだそこまではトータルとしての体系はできていないというお話でしたけれども、私ども区民としても、私も黒瀬さんもお協力しますので、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、ぜひそういうのを作っていただきたい。それはお願いでございます。

○議長 ぜひよろしくお願ひいたします。

あと何か投票で、事務局からお願いがあるということで、よろしくお願ひします。

○都市計画課長 この後、板橋区写真展の投票ということで、会長賞の選定をお願いしたいと思ひますので、最後にもう一度ご説明します。よろしくお願ひします。

○都市整備部長 それでは、投票に移る前にこの会議を閉めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日は長時間にわたりましてご審議いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは本会議については、これでお開きとさせていただきます。ありがとうございました。